

令和8年5月20日
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業者の許可取消について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 氏名 株式会社ヒロキ（法人番号1370101001173）
代表取締役 沢 浩一
- (2) 住所 宮城県角田市島田字御蔵林3番地の2

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業許可（法第14条第1項）の取消し

3 処分の理由等

当該法人が、令和7年12月15日に仙台地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことにより、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ロ破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和8年5月19日